○市民農園整備促進法関係三段表

法律	政令	省令
○市民農園整備促進法 （平成二年六月二十二日法律第四十四号） 最終改正：平成三十年五月一八日法律第二三号 **（目的）** **第一条**　この法律は、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする。 **（定義）** **第二条**　この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。 ２　この法律において「市民農園」とは、第一号に掲げる農地及び第二号に掲げる施設の総体をいう。 一　主として都市の住民の利用に供される農地で次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付け（第十一条第一項において「特定農地貸付け」という。）又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十条に規定する特定都市農地貸付け（第十一条第一項において「特定都市農地貸付け」という。）の用に供される農地 ロ　相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。） 二　前号に掲げる農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設（以下「市民農園施設」という。） **（基本方針）** **第三条**　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。 ２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項	**○市民農園整備促進法施行令** （平成二年九月十四日政令第二百七十二号） 最終改正：平成二一年一二月一一日政令第二八五号	**○市民農園整備促進法施行規則** （平成二年九月十四日農林水産省・建設省令第一号） 最終改正：平成二八年三月三一日農林水産省・建設省令第四号

二　市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

三　市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

3　基本方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、市民農園の整備の基本的な方向その他必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4　基本方針は、良好な都市環境の形成及び農村地域の振興に資するように定めるものでなければならない。

5　基本方針は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

6　都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更することができる。

7　都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市民農園区域）

第四条　市町村は、基本方針に基づき、農業委員会の決定を経て、当該市町村の区域内の一定の区域で次に掲げる要件に該当するもの（市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。第七条第一項において同じ。）内にある区域を除く。）を市民農園として整備すべき区域（以下「市民農園区域」という。）として指定することができる。

一　当該区域内に相当規模の一団の農地が存在し、かつ、その自然的条件及び利用の動向からみて、市民農園として利用することが適当と認められること。

二　当該区域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。次条第三項において同じ。）の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

三　必要な交通施設の整備の状況その他都市の住民の利用上必要な立地条件からみて、市民農園の利用者が相当程度見込まれる区域であること。

2　市町村は、市民農園区域を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

3　市町村は、市民農園区域を指定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　市町村は、基本方針の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、その指定した市民農園区域を変更するものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による市民農園区域の変更について準用する。

（交換分合）

第五条　市町村は、前条第一項の規定により市民農園区域を指定し、又は同条第四項の規定によりその指定した市民農園区域を変更しようとする場合において、その指定し又は変更しようとする市民農園区域内におけ

る土地のみを当該市民農園区域内にある土地の一部が市民農園以外の用途に供されることにより、当該市民農園区域及びその周辺の地域における土地の利用と農業上の利用との調整に留意して当該市民農園区域内にある土地の市民農園としての利用を確保するため特に必要があると認めるときには、当該市民農園区域内にある土地を含む一定の土地に関し交換分合を行うことができる。

2　市町村は、前項の規定により交換分合を行おうとするときは、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、交換分合をすべき土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3　交換分合計画は、第一項に規定する市民農園区域及びその周辺の地域における土地の市民農園としての利用と農業上の利用との調整に留意して当該市民農園区域内にあり、当該市民農園としての利用を確保するとともに、当該市民農園区域の周辺の地域における農用地その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

第六条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の三の規定並びに土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十九条（第一項及び第二項を除く。）、第百一条第二項、第百二条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十四条第一項、第百十五条、第百十八条（第二項を除く。）並びに第百二十一条から第百二十三条までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

（読替規定）

第一条　市民農園整備促進法（以下「法」という。）第六条の規定により土地改良法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

第九十九条第三項から第五項まで及び第十一項から第十三項まで	第一項	農用地
	市民農園整備促進法第五条第二項	土地
第九十九条第六項、第百一条第二項、第百二条第一項から第三項まで、第百四条第一項、第百七条及び第百九条		

（交換分合計画の決定手続）

第一条　市民農園整備促進法（以下「法」という。）第五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、法第六条において準用する土地改良法第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第五条第二項の同意があったことを証する書面、法第六条において準用する土地改良法第百二条第二項ただし書（法第六条において準用する土地改良法第百四条第二項及び第百七条において準用する場合を含む。）の同意があったことを証する書面、法第六条において準用する土地改良法第百二条第三項ただし書（法第六条において準用する土地改良法第百四条第二項及び第百七条において準用する場合を含む。）の同意があったことを証する書面、法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の三第一項前段の申出又は同意があったことを証する書面及び同項後段の同意があったことを証する書面

二　市民農園区域内にある土地の市民農園としての利用を確保するため交換分合を行うことを特に必要とする理由を記載した書面

三　計画図

第二条　法第五条第二項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称並びに縦覧の期間及び場所を都道府県の公報に掲載して行うものとする。

2　法第六条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告は、都道府県の公報により行うものとする。

（交換分合計画の定め方）

第三条　法第六条及び市民農園整備促進法施行令（以下「令」という。）第一条の規定により読み替えて準用する土地改良法第百一条第二項の農林水産省令・国土交通省令で定める処分の制限がある土地は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）その他の法律の規定により処分の制限がある土地とする。

第四条　法第六条において準用する土地改良法第百二条第二項の規定による総合的な勘案は、当該所有者が取得すべき土地の用途及び地積並びに同項に掲げる事項に基づいて評定し

（土地改良法施行令の準用）

第百一条第二項、第百二条第二項及び第四項並びに第百十八条第三項	農林水産省令	農林水産省令・国土交通省令			
第百五条	第百二条第一項	第百二条第一項又は市民農園整備促進法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三第一項前段			
第百六条第二項	消滅する	消滅し、市民農園整備促進法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないでその所有者が失うべき土地を定めた場合には、その失うべき土地について存する同項又は同条第三項に規定する権利は、前項の規定によりその失うべき土地の所有権が移転した時において消滅する			
	含む。）	含む。）又は市民農園整備促進法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三第三項			
第百十三条	又はこの法律に基づく命令	若しくはこの法律に基づく命令又は市民農園整備促進法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三第一項			
第百十三条、第百十四条第一項、第百十五条、第百十八条第一項、第百二十二条第一項及び第百二十三条第一項	土地改良事業	市民農園整備促進法による交換分合			

（土地改良法施行規則の準用）

た当該所有者が取得すべきすべての土地及び失うべきすべての土地の等位についてしなければならない。

2　法第六条において準用する土地改良法第百四条第二項及び第百七条において準用する同法第百二条第二項の規定による総合的な勘案には、前項の規定を準用する。

（取得すべき土地を定めない場合の申出又は同意）

第五条　法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三第一項前段の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市町村長に提出しなければならない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る土地の所在、地番、地目、用途及び地積

三　当該申出に係る土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者がある場合においては、その者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の表示

2　法第六条において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三第一項前段の規定による同意又は同項後段の規定による同意を求めるには、当該同意に係る土地の所在、地番、地目、用途及び地積を記載した書面によらなければならない。

（書類の送付に代わる公告）

第六条　法第六条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。

2　前項の書類は、公告をした日から十日間当該事務所において縦覧に供しなければならない。

（測量又は検査の通知）

第七条　法第六条において準用する土地改良法第百十八条第一項の規定による通知は、立入りの目的、場所及び期日を示してしなければならない。

2　法第六条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間前項に掲げる事項を掲示してしなければならない。

（市民農園の開設の認定）

第七条　市民農園区域内又は市街化区域（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域、同条第七項に規定する都市計画事業の施行区域その他の区域で政令で定めるものを除く。）内において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出して、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。

2　前項の整備運営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第二条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定は法第六条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出について、同令第七十四条の規定は法第六条において準用する土地改良法第百二十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十二条の六及び第七十四条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

（市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外される区域）

第三条　法第七条第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項の規定により施行予定者が定められている都市計画施設の区域

二　都市計画法第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地（同法第四条第十五項に規定する都市計画事業を施行する土地をいう。以下この条において同じ。）の編入に係る同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があった同法第四条第七項に規定する市街地開発事業（同法第十二条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げるものを除く。）に係る事業地の区域

三　都市計画法第十二条第五項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四条第七項に規定する市街地開発事業（同法第十二条第一項第五号に掲げるものを除く。）の施行区域

四　都市計画法第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があった同法第四条第七項に規定する市街地開発事業（同法第十二条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げるものを除く。）に係る事業地の区域

五　都市計画法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域（同法第十二条の二第一項第三号に掲げるものを除く。）の区域

六　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十一条第一項の規程により施行予定者が定められている都市計画施設（公園及び緑地を除く。）の区域

第七条の二　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定は、令第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出について準用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。

（損失補償の裁決申請手続の様式）

第八条　令第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十四条の農林水産省令・国土交通省令で定める様式は、別記様式とする。

（市民農園の開設の認定申請手続）

第九条　法第七条第一項の認定を受けようとする者は、個人にあっては、氏名、住所及び職業、法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

一　市民農園の位置を表示した地形図

二　市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図

三　建築物である市民農園施設については、その概要を表示した平面図

3　第一項の規定により申請書を提出する場合において、その申請に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、当該申請書に当該土地改良区の意見書を添付しなければならない。ただし、意見を求めた日から三十日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面を添付すればよい。

一　市民農園の用に供する土地の所在、地番及び面積
二　市民農園の用に供する農地の位置及び面積並びに第二条第二項第一号に掲げる農地のいずれに属するかの別
三　市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項
四　利用者の募集及び選考の方法
五　利用期間その他の条件
六　市民農園の適切な利用を確保するための方法
七　資金計画
八　その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

3　市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。

一　整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。

二　市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。

三　市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共

（整備運営計画に記載すべき事項）

第十条　法第七条第二項第八号の農林水産省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　市民農園の開設の時期

二　法第七条第二項第一号に規定する土地に係る次に掲げる事項

イ　使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、その権利の種類

ロ　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合には、当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該土地について取得しようとする権利の種類

三　市民農園施設の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合又は農地を採草放牧地以外のものにするため若しくは採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、当該土地に係る次に掲げる事項

イ　登記簿の地目と現況による地目とが異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目）、利用状況及び普通収穫高

ロ　申請者がその土地の転用に伴い支払うべき給付の種類、内容及び相手方

ハ　転用の時期

ニ　転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

ホ　所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、当該権利を取得しようとする契約の内容

四　その他参考となるべき事項

施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。

四　利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

五　前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。

六　その他政令で定める基準に適合するものであること。

4　市町村は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

5　第一項の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による整備運営計画の変更の認定について準用する。

（報告の徴収）

第八条　市町村長は、認定開設者に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができる。

（勧告）

第九条　市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画（第七条第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。

（認定の取消し）

第十条　前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第七条第一項又は第五項の規定による認定を取り消すことができる。

（農地法等の特例）

第十一条　第七条第一項又は第五項の規定による認定が第二条第一項第一号イに掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者は、当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する場合を含む。）の承認を受けたものとみなす。

2　認定開設者が認定計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

3　認定開設者が認定計画に従って農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のために供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について所有権又は使用及び収

（市民農園の開設の認定の基準）

第四条　法第七条第三項第六号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。

二　市民農園の用に供する農地が法第二条第二項第一号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。

益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（都市計画法の特例）

第十二条　認定開設者が認定計画に従って整備する市民農園施設のうち休憩施設である建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この条において同じ。）その他の市民農園の適正かつ有効な利用を確保するための建築物で政令で定めるもの（次項において「認定市民農園建築物」という。）の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。）の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更であって市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。次項において同じ。）に係るもの（都市計画法第三十四条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。）は、都市計画法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2　都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第二項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、認定市民農園建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して認定市民農園建築物とすることについて同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る認定市民農園建築物の新築、改築又は用途の変更が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

（市民農園の整備についての配慮）

第十三条　国の行政機関又は地方公共団体の長は、認定計画に従って土地を認定に係る市民農園の用に供する場合において、当該市民農園の整備の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（資金の確保等）

第十四条　国及び地方公共団体は、認定計画に従って行われる市民農園の整備に要する経費に充てるために必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

（援助）

第十五条　国及び地方公共団体は、認定開設者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

（罰則）

第十六条　第六条において準用する土地改良法第百九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条　第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（都市計画法の特例の対象となる建築物）

第五条　法第十二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　休憩施設である建築物

二　農作業の講習の用に供する建築物

三　簡易宿泊施設（専ら宿泊の用に供される施設で簡素なものをいう。）である建築物

四　管理事務所その他の管理施設である建築物

第十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成六年六月二九日法律第四九号）　抄

（施行期日）

1　この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附　則（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

〔後略〕

（市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措置）

第九十九条　施行日前に第二百九十九条の規定による改正前の市民農園整備促進法（以下この条において「旧市民農園整備促進法」という。）第四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による同意を得た市民農園区域は、第二百九十九条の規定による改正後の市民農園整備促進法（以下この条において「新市民農園整備促進法」という。）第四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による協議を行った市民農園区域とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧市民農園整備促進法第四条第二項の規定によりされている同意の申請は、新市民農園整備促進法第四条第二項の規定によりされた協議の申出とみなす。

附　則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附　則（平成一二年五月一九日法律第七三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超え

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二年九月二十日）から施行する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附　則（平成一二年六月七日政令第三一〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二年九月二十日）から施行する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一二年一〇月一〇日農林水産省・建設省令第二号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第九条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

附　則（平成一八年五月三一日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附　則（平成二一年六月二四日法律第五七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四十三条の規定　公布の日

二　〔省略〕

（政令への委任）

第四十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附　則（平成一三年三月三〇日政令第九八号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成十五年十二月十七日政令第五二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成一五年十二月十九日）から施行する。

附　則（平成二一年一二月一一日政令第二八五号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この政令の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成三〇年六月二七日法律第六八号）　抄

（**施行期日**）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成三〇年五月一八日法律第二三号）　抄

（**施行期日**）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年一一月二六日政令第三九二号）　抄

（**施行期日**）

第一条　この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（**経過措置の原則**）

第二条　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附　則（平成二八年三月三一日農林水産省・建設省令第四号）

（**施行期日**）

第一条　この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。